

平成29年度政策評価に関する統一研修

**規制の政策評価に関する研修
テキスト**

平成30年2月21日



目次(本資料の構成)

1. 研修の目的	2
2. 規制の事前評価の進め方	4
全体的な流れ	5
各ステップの流れ	6
3. 規制の政策評価に係る制度改正	27
4. 例題及び演習	32
演習の進め方	33
例題・演習課題	35

※関連データ等(別途配布)

1. 研修の目的

【1. 研修の目的】

行政機関が行う政策の評価に関する法律（平成13年法律第86号）第20条において、「政府は、（中略）政策評価等に従事する職員の人材の確保及び資質の向上のために必要な研修その他の措置を講じなければならない」とこととされている。また、「政策評価に関する基本方針」（平成17年12月16日閣議決定）（Ⅱ-1-(2)）では、「総務省は、各行政機関の協力を得て、各行政機関における政策評価に従事する職員に対して体系的かつ継続的な研修の実施を図るものとする」とされている。

これらを踏まえて、政策評価に関する共通の理解と認識を有する職員の養成・啓発に資するため、各府省等の職員を対象として、政策評価に関する統一研修を実施している。

特に本年度の研修は、「規制の政策評価の実施に関するガイドライン」の平成29年の一部改正を踏まえて、新たな制度を反映した内容で研修を開催する。

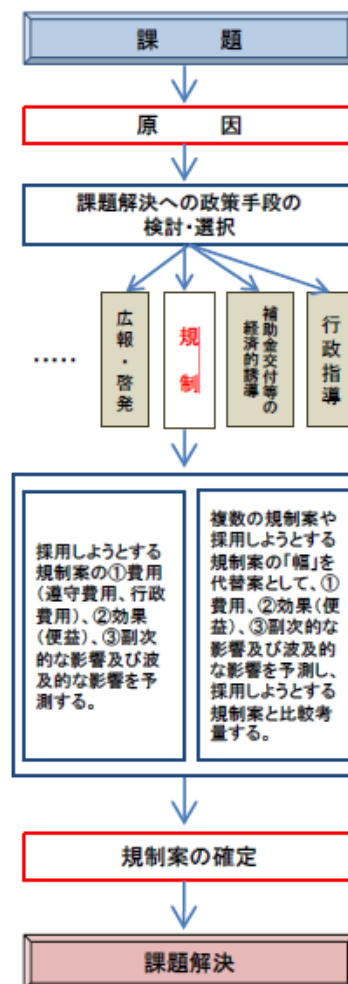
2. 規制の事前評価の進め方

【2. 規制の事前評価の進め方】

(1) 規制の事前評価の全体的な流れ《事務参考マニュアルp10～p11》

- 規制の事前評価の全体的な流れは、大きく区分すると、以下の5つのステップとなる。
- 下線部は、ガイドラインの主な改正に関連する箇所である。

<p>STEP1 規制の目的、内容及び 必要性</p>	<p>現状の課題を示し、規制の新設又は改廃の目的、内容及び必要性を説明する。 また<u>ベースラインを設定し、非規制手段も含めて比較検討する。</u></p>
<p>STEP2 影響の評価</p>	<p>規制の影響を可能な限り定量的に把握する。 ①影響項目(直接・間接)の列挙 ②直接的な費用について特別な理由がない限り金銭価値化、少なくとも定量的に把握 ③直接的な効果(便益)を可能な限り定量的に推計(金銭価値化できれば望ましい) ④副次的な影響・波及的な影響について可能な範囲で定量的に把握</p>
<p>STEP3 費用と効果(便益)の関係</p>	<p><u>効果(便益)が費用を正当化できるか</u>分析し、その結果を論理的に説明する。</p>
<p>STEP4 代替案との比較</p>	<p>想定される代替案(規制手段)についても、同様の分析を行い比較する。</p>
<p>STEP5 規制の事前評価書の作成</p>	<p>上記の分析の結果を規制の事前評価書として整理する。 事後評価において、費用・効果(便益)・間接的な影響を把握するための<u>指標を設定する。</u></p>



(2) 規制の事前評価の各ステップの流れ

STEP1 規制の目的、内容及び必要性の説明《事務参考マニュアルp12～p16》

■ 規制の目的、内容及び必要性の説明

- 規制の目的、内容及び必要性を整理する。その際、当該規制に関連する課題及びその発生原因についても検討し、明記する。

事例

【規制案】

近年の研究により、水道水の原水に含まれるクリプトスポリジウムやジアルジアをはじめとする複数の細菌やバクテリアが深刻な疾病をもたらすことが共通認識となっており、各国で水道水の品質基準(水質基準)を見直す動きが広がっています。日本においては、水道は、昭和32年に制定された水道法により管理・運営されています。水道水の水質基準は、同法に基づく省令で定められており、一定期間ごとに見直しをされていますが、国内でも近年これらの細菌やバクテリアを原因とする集団感染が発生したことを受け、今般、基準の改定を行うことになりました。

水道水の既存の浄水施設には、ろ過式と消毒式の2種類があります。クリプトスポリジウムやジアルジア等といった細菌やバクテリアは、水道水の消毒用の塩素に対しては耐性があり、除去することができません。ろ過式の浄水施設では、除去が可能です。また、消毒式の浄水施設は、紫外線照射設備を追加的に利用することで除去が可能だということが明らかになりました。そのため、措置案として、これらの細菌やバクテリアの除去のために、次のような対策を求めることが検討されています。

※本例題は研修用に作成したものであり、実際の日本の状況とは異なる。

記載イメージ

規制の目的、内容及び必要性等	<p><記述内容></p> <ul style="list-style-type: none">■ 規制の新設又は改廃の目的、内容及び必要性■ 規制の検討が必要となる現状の課題■ 課題を示す指標の推移
----------------	--

(2) 規制の事前評価の各ステップの流れ

STEP1 規制の目的、内容及び必要性《事務参考マニュアルp12～p16》

記載イメージ

規制の目的、内容及び必要性等	<p><記述内容></p> <p>■規制の新設又は改廃の目的、内容及び必要性</p> <p>近年の研究により、水道水の原水に含まれるクリプトスポリジウムやジアルジアをはじめとする複数の細菌やバクテリアが深刻な疾病をもたらすことが共通認識となっており、国内でも近年これらの疾病の集団感染が発生している。</p> <p>水道水の既存の浄水施設には、ろ過式と消毒式の2種類があるが、疾病の原因となる、クリプトスポリジウムやジアルジア等といった細菌やバクテリアは、水道水の消毒用の塩素に対しては耐性があり、除去することができない。</p> <p>そこで、浄水に関する規制を強化し、全ての浄水施設にろ過装置の設置を義務づける必要がある。本規制に伴い、各主体に求められる措置は以下の通りである。</p> <ul style="list-style-type: none">○水道事業体<ul style="list-style-type: none">・消毒式の浄水施設へのろ過設備への更新(転換)または紫外線照射設備の追加的設置(初年度のみ)・水質モニタリング(毎年)・水道事業体向けの説明会への参加(初年度のみ)○地方自治体<ul style="list-style-type: none">・水道事業体向けの説明会の開催(初年度のみ)・定期検査の実施(毎年)○国<ul style="list-style-type: none">・自治体・水道事業体向けガイドラインの作成(初年度のみ) <p>■規制の検討が必要となる現状の課題</p> <p>近年、水道水の原水に含まれるクリプトスポリジウムやジアルジア細菌やバクテリアを原因とする疾病の集団感染が発生しており、その件数が増加している。</p> <p>■課題を示す指標の課題</p> <p>水道水に混入している細菌やバクテリアによる疾病の罹患者数の推移</p>
----------------	--

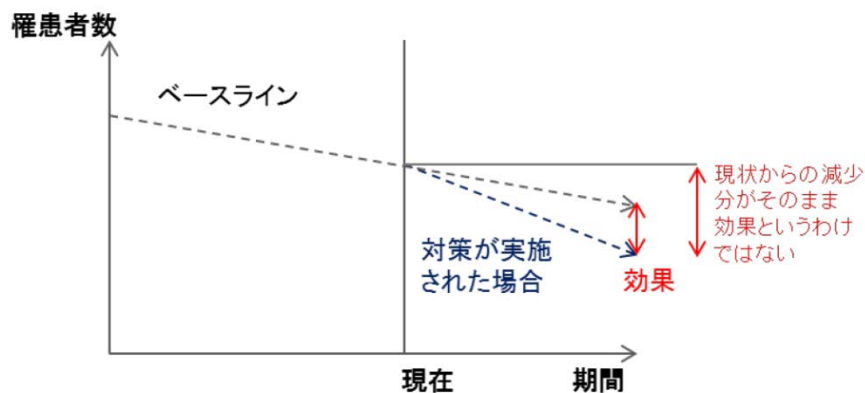
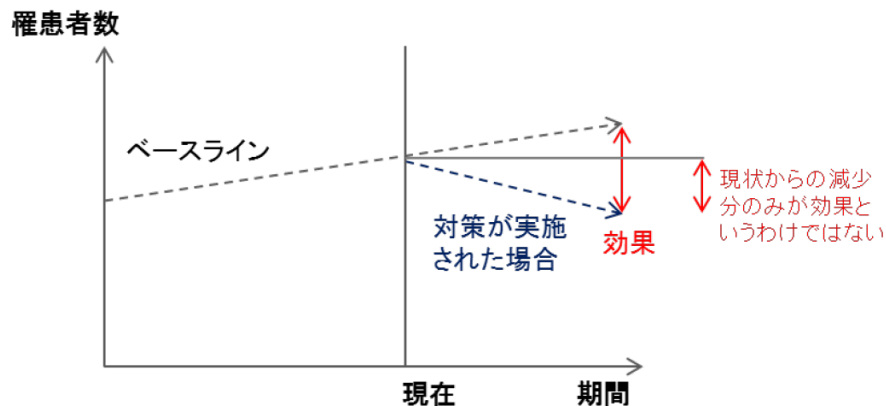
(2) 規制の事前評価の各ステップの流れ

STEP1 規制の目的、内容及び必要性(ベースラインの設定)《事務参考マニュアルp12～p16》

■ ベースラインの設定

- 当該規制が社会に課す費用を正当化できるかどうかを示すものであり、「規制の新設又は改廃を行わない場合に生じると予測される状況」をベースラインとして設定し、「当該規制の新設又は改廃を行った場合に生じると予測される状況」と比較して分析する。
- ベースラインは、5～10年後程度を想定するが、課題によってはさらに長期を想定することもある。また、現状がこの先変化しないと見込まれる場合等では現状をそのままベースラインとすることもあり得るので、課題ごとに判断する必要がある。

ベースラインのイメージ



(2) 規制の事前評価の各ステップの流れ

STEP1 規制の目的、内容及び必要性(ベースラインの設定)《事務参考マニュアルp12～p16》

事例

近年における、水道水の原水に含まれるクリプトスポリジウムやジアルジアをはじめとする複数の細菌やバクテリアを原因とする疾病の罹患患者数の以下のように推移している。

	2012	2013	2014	2015	2016	2017
水道水に含まれる細菌やバクテリアによる疾病の罹患患者数	40,000	60,000	80,000	100,000	100,000	100,000

記載イメージ

評価対象期間及びベースライン	<p><記述内容></p> <ul style="list-style-type: none">■ 評価対象期間■ ベースラインの説明■ ベースラインの推移■ ベースラインの前提条件の説明
----------------	---

※本例題において、費用・効果(便益)を金銭価値化する際には、ベースラインとの差分を算出することとしている。

規制案の費用・効果(便益)、ベースラインの費用・効果(便益)をそれぞれ金銭価値化し、最後にその差分を算出するという方式ではない。



(2) 規制の事前評価の各ステップの流れ

STEP1 規制の目的、内容及び必要性(ベースラインの設定)《事務参考マニュアルp12～p16》

記載イメージ

評価対象期間 及び ベースライン	<記述内容>											
	<p>■分析対象期間</p> <ul style="list-style-type: none"> ・評価対象期間は、5年間とする。 <p>■ベースラインの説明</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ベースラインは、浄水施設の改善等の特別な措置を行わない場合として設定する。 <p>■ベースラインの推移</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ベースラインは、以下の通り。 											
	2012	2013	2014	2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021	2022	
	水道水の原水に含まれる細菌やバクテリアを原因とする疾病の罹患者数	40,000	60,000	80,000	100,000	100,000	100,000	100,000 (想定)	100,000 (想定)	100,000 (想定)	100,000 (想定)	100,000 (想定)
	<p>■ベースラインの前提条件の説明</p> <ul style="list-style-type: none"> ・近年において罹患者数は変化しておらず、定常状態となっていると仮定する。 ・規制を導入しない限り、ろ過装置の導入等、水道事業者は特別な措置は講じないとする。 											

(2) 規制の事前評価の各ステップの流れ

STEP1 規制の目的、内容及び必要性(政策の手段の検討・選択)《事務参考マニュアルp15》

■ 規制以外の手段の検討・選択

上記の課題及び発生原因の解決に向けて、規制以外の政策手段についても可能性を検討し、それについて記載する。

規制以外の手段の例

区分	取組	内容
経済的インセンティブ	課税、課徴金	規制対象の行動や行動の結果に対して、税金を課したり、課徴金を追加し、規制に代わる行動を促す。
	助成金、税制優遇	規制の対象となる行動等を行わないことやその結果に対して、助成金を交付したり、税制優遇を行うことで、規制に代わる行動を促す。
	取引可能な許可	二酸化炭素排出権取引にみられるように、取引可能な所有権や許可を設定し、規制に代わる行動を促す。
情報提供	啓発、キャンペーン	キャンペーンにより、十分な周知を図るとともに啓発・啓蒙を進め、規制に代わる行動を促す。
	きめ細かな情報提供	きめ細かな情報提供等により、周知を図るとともに啓発・啓蒙を進め、規制に代わる行動を促す。
自発的アプローチ	強制力のない認証制度、品質保証マーク等	強制力はないものの、認証制度や品質保証マーク等により取得した資格等により、対外的に認知度等が高まる。
	保証協定	自主的な保証協定の締結を促すことで、品質等の確保などの行動を促す。
	ガイダンス、行動規範	ガイダンスや行動規範を提示し、取組を促すことで、一定水準以上の行動を確保し、規制に代わる行動へとつなげる。
	自主基準、自主規制	自主基準や自主規制を実施してもらうことで、一定水準以上の行動を確保し、規制に代わる行動へとつなげる。

(2) 規制の事前評価の各ステップの流れ

STEP2 影響の評価《事務参考マニュアルp16～p21》

(A) 影響項目の列挙

・規制の新設又は改廃によって、発生又は増減することが見込まれる影響を特定する。

(B) 直接的な 費用の把握

・遵守費用及び行政費用について、その負担者を示して分析する。
・一定の式に当てはめて定量的に（金銭価値化して）分析する。

(C) 直接的な 効果（便益）の把握

・一定の式に当てはめて効果について定量的に分析する。
・さらに金銭価値化（便益）できれば望ましい。

(D) 副次的な影響・ 波及的な影響の把握

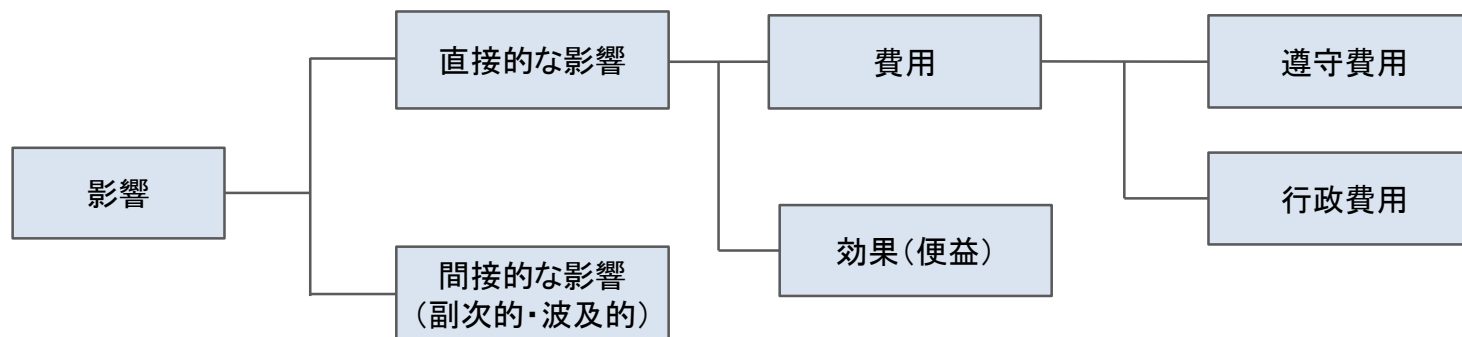
・一定の式に当てはめて効果について可能な限り定量的に分析する。

(2) 規制の事前評価の各ステップの流れ

STEP2 影響の評価：①影響の特定《事務参考マニュアルp16～p21》

■ 影響の特定

- 規制の新設又は改廃によって生じる影響を列挙する。
- その上で、それらの影響を以下のように類型化する。



区分	概要
費用	<p>規制の新設又は改廃によって発生する負の影響(費用)。</p> <p>費用は、「遵守費用」(国民や事業者が規制を遵守するために負担する費用)と、「行政費用」(規制主体(行政)が規制の導入や管理等のために負担する費用)とに分けられる。</p> <p>例) 遵守費用: 設備の導入・維持管理のための費用、各種手続きのための費用、行政費用: 検査・モニタリングの費用等</p>
効果(便益)	<p>規制の新設又は改廃によって発生する正の影響(効果)</p> <p>例) 安全確保のための器具や施設の整備による被害の減少、規制緩和による手続き費用の減少等</p>
間接的な影響 (副次的・波及的な影響)	<p>規制の新設又は改廃によって間接的に発生する正及び負の影響</p> <p>例) 安全確保のための機器の設置が義務付けられることによって、対象事業者の経営が圧迫される等</p>

【2. 規制の事前評価の進め方】

Step1

Step2

Step3

Step4

Step5

(2) 規制の事前評価の各ステップの流れ

STEP2 影響の評価：①影響の特定《事務参考マニュアルp16～p21》

事例

当該規制によって生じる影響を特定してください。特定した影響については、以下のように、「費用」・「効果(便益)」、「発生タイミング」、「影響が及ぶ主体」の観点から整理してください。

記載イメージ

区分		費用・効果(便益)要素	発生タイミング	影響が及ぶ主体
費用	遵守費用			
	行政費用			
効果(便益)				



【2. 規制の事前評価の進め方】

Step1

Step2

Step3

Step4

Step5

(2) 規制の事前評価の各ステップの流れ

STEP2 影響の評価：①影響の特定《事務参考マニュアルp16～p21》

記載イメージ

区分		費用・効果(便益)要素	発生タイミング	影響が及ぶ主体
費用	遵守費用	消毒式の浄水施設へのろ過設備または紫外線照射設備の設置		
		設置費用	初年度のみ	水道事業体
		維持管理費用	毎年	水道事業体
		水道事業体向けの説明会への参加	初年度のみ	水道事業体
		水質モニタリング費用		
		社内実施費用	毎年	水道事業体
		外部機関委託費用	毎年	水道事業体
	行政費用	情報提供・説明実施費用	初年度のみ	行政(地方自治体)
		定期検査実施費用	毎年	行政(地方自治体)
		自治体・事業体向けガイドラインの作成・配布	初年度のみ	行政(国)
効果(便益)	感染症による死亡リスクの減少		毎年	消費者
	仕事を休んだときの収入減の回避		毎年	消費者
	痛み・苦痛を伴ったまま仕事に従事する費用の回避		毎年	消費者

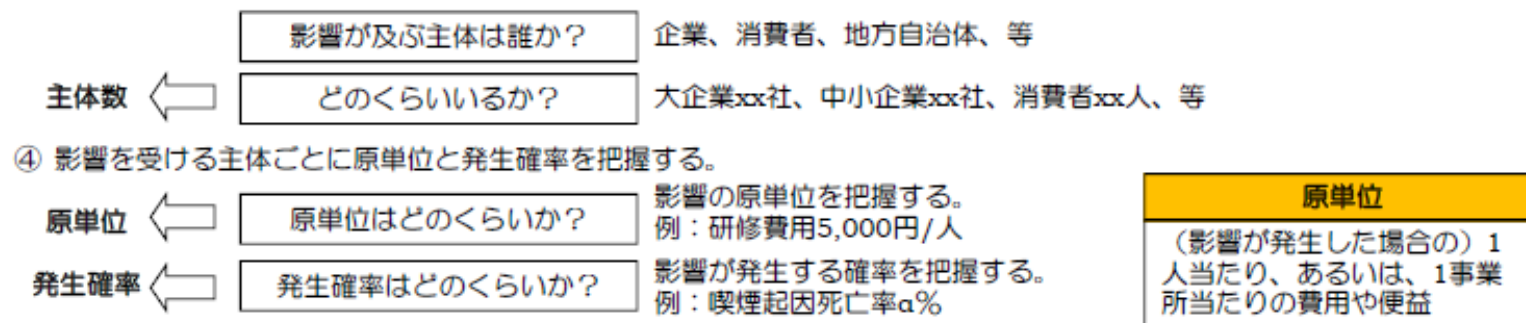
(2) 規制の事前評価の各ステップの流れ

STEP2 影響の評価：②～④費用／効果（便益）／副次的・波及的影響《事務参考マニュアルp16～p21》

■ 定量化

- 上記で把握した、費用・効果（便益）・間接的な影響について、可能な限り定量的に把握する（特に遵守費用については、少なくとも定量化する）。基本的には、以下のような形で定量的に把握することができる。

$$\text{費用又は効果（便益）} = \text{原単位} \times \text{主体数} \times \text{発生確率}$$



■ 効果（便益）

- 効果の推計については、単に「被害が軽減される」や「事故が防止される」ではなく、「どの程度軽減される又は防止される」との評価が必要である。
- またさらに上記の効果を金銭価値化したものについては、「便益」と呼ぶ。

【2. 規制の事前評価の進め方】

Step1

Step2

Step3

Step4

Step5

(2) 規制の事前評価の各ステップの流れ

STEP2 影響の評価：②～④費用／効果（便益）／副次的・波及的影響《事務参考マニュアルp16～p21》

事例

以下の影響について、計算方法及び必要なデータを検討してください。

記載イメージ

区分	費用・効果（便益）要素	主体	発生タイミング	計算方法
費用	消毒式の浄水施設へのろ過設備または紫外線照射設備の設置（設置費用）	水道事業体	初年度	
	消毒式の浄水施設へのろ過設備または紫外線照射設備の設置（維持管理費用）	水道事業体	毎年度	
	水道事業体向けの説明会への参加	水道事業体	初年度	
	水質モニタリング費用（社内実施費用）	水道事業体	毎年度	
	水質モニタリング費用（外部機関委託費用）	水道事業体	毎年度	
	水道事業体向け説明会の実施費用	自治体	初年度	
	自治体・事業体向けガイドラインの作成・配布費用	国	初年度	
効果（便益）	感染症による死亡リスクの減少	国民	毎年度	
	痛み・苦痛を伴ったまま仕事に従事する精神的苦痛の回避	国民	国民	
	仕事を休んだときの収入減の回避	国民	国民	



【2. 規制の事前評価の進め方】

Step1

Step2

Step3

Step4

Step5

(2) 規制の事前評価の各ステップの流れ

STEP2 影響の評価：②～④費用／効果（便益）／副次的・波及的影響《事務参考マニュアルp16～p21》

記載イメージ

区分	費用・効果（便益）要素	主体	発生タイミング	計算方法
費用	消毒式の浄水施設へのろ過設備または紫外線照射設備の設置（設置費用）	水道事業者	初年度	対象事業者数（者）× 平均必要設備数（台／者）× 1設備の平均設置費（円／台）
	消毒式の浄水施設へのろ過設備または紫外線照射設備の設置（維持管理費用）	水道事業者	毎年度	対象事業者数（者）× 平均必要設備数（台／者）× 1設備の平均維持管理費（円／台）
	水道事業者向けの説明会への参加	水道事業者	初年度	対象事業者数（者）× 平均研修所要時間（時間／回）× 研修参加者自給（円／時間）
	水質モニタリング費用（社内実施費用）	水道事業者	毎年度	対象事業者数（者）×（1-外部委託する事業者の割合）× 平均モニタリング所要時間（時間／者）× 社内担当者の自給（円／時間）
	水質モニタリング費用（外部機関委託費用）	水道事業者	毎年度	対象事業者数（者）×（外部委託する事業者の割合）× 平均モニタリング所要時間（時間／者）× 平均外部委託費（円／時間）
	水道事業者向け説明会の実施費用	自治体	初年度	対象事業者数（者）÷ 1回の説明会に参加する事業者数（者）× 説明会の所要時間（時間）× 担当自治体職員の自給（円／時間）
	自治体・事業者向けガイドラインの作成・配布費用	国	初年度	リーフレット作成費用 +（対象自治体数（者） + 対象事業者数（者））× 印刷配布費の単価（円／者）
効果（便益）	感染症による死亡リスクの減少	国民	毎年度	発症（死亡）リスクの削減（％／年）× 対象水道事業者利用人口（人）× 統計的生命価値（円／人）
	痛み・苦痛を伴ったまま仕事に従事する精神的苦痛の回避	国民	国民	発症リスクの削減（％／年）× 対象水道事業者利用人口（人）× 痛みを伴ったまま仕事に従事する精神的苦痛（円／日・人）× 平均罹患日数（日）
	仕事を休んだときの収入減の回避	国民	国民	発症リスクの削減（％／年）× 対象水道事業者利用人口（人）× 就労割合 × 平均収入（円／日）× 平均休職日数（日）

(2) 規制の事前評価の各ステップの流れ

STEP3 費用と効果(便益)の関係《事務参考マニュアルp21～p22》

■ 費用と効果(便益)の関係の分析方法

- 費用と効果(便益)の関係について分析する際、以下の方法を用いる。
- また必ずしも定量的分析だけでなく、定量化・金銭価値化が困難な要素に関する定性的分析を踏まえて、総合的に効果(便益)が費用を正当化するか検討する。

手法	概要	備考
費用分析	規制案や代替案の費用のみを比較する。	規制案が代替案に対して効果が同等または高い場合に用いられる。
費用効果分析	1単位の効果を得るためにかかる費用、あるいは、同一の費用で何単位の効果が得られるか、という基準で比較する。 費用効果比:費用/効果	規制の効果が定量化されている場合は、費用効果分析を行う。この場合、基本的には、規制に費やす費用と得られる効果の関係が妥当であるかどうか評価する。複数案を相対比較する場合極めて有効である。
費用便益分析	費用と便益を同じ単位で比較する。(ともに金銭価値化されている) 純便益:便益-費用	規制の効果が金銭価値に置き換えられる場合は、便益から費用を引く形で費用便益分析を行い、差分である純便益が最大化されているかどうかを判断する。

C=費用
E=効果 B=便益
r=割引率
n=経過年 以下同様

$$\text{費用効果比} = C \div E = \sum \frac{C}{(1+r)^n} \div \sum \frac{E}{(1+r)^n}$$

$$\text{便益費用比} = B \div C = \sum \frac{B}{(1+r)^n} \div \sum \frac{C}{(1+r)^n}$$

$$\text{純便益} = B - C = \sum \frac{B}{(1+r)^n} - \sum \frac{C}{(1+r)^n}$$

(2) 規制の事前評価の各ステップの流れ

STEP3 費用と効果(便益)の関係《事務参考マニュアルp21～p22》

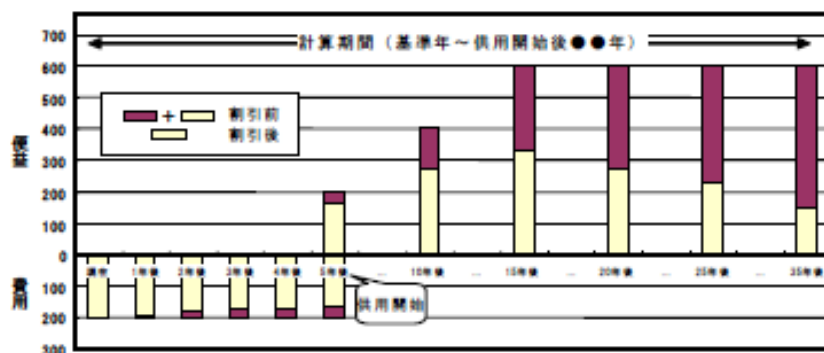
■ 現在価値化

- 複数年において発生する費用・効果(便益)について、定量的に分析する際には、それぞれを現在価値に割り引く必要がある。

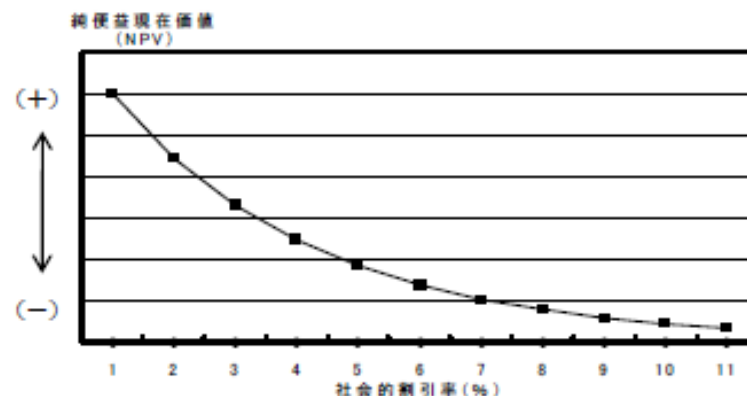
割引率・割引現在価値

- 公共政策によって発生する、異時点間における費用・便益の価値を、現在価値化する際に用いられる割引率のことを、特に「社会的割引率 (Social Discount Rate)」という。この社会的割引率の大きさ次第で、費用便益分析の結果は大きく影響を受ける。
- 社会的割引率の大きさについては、確立された値はない。資本市場は常に完全ではないので、民間の市場利子率を社会的割引率として用いるのは、必ずしも適切ではない。
- 日本では、各府省の評価マニュアル等において社会的割引率を4%と設定している例が多い。これは、公共投資の資金調達が公債発行に依っていることを理由に、国債の利子率(流通利回り=過去数十年間の平均で約3.5%程度)を参考に決められた、といわれている。

【割引のイメージ図】



【割引率と純便益の関係(例)】



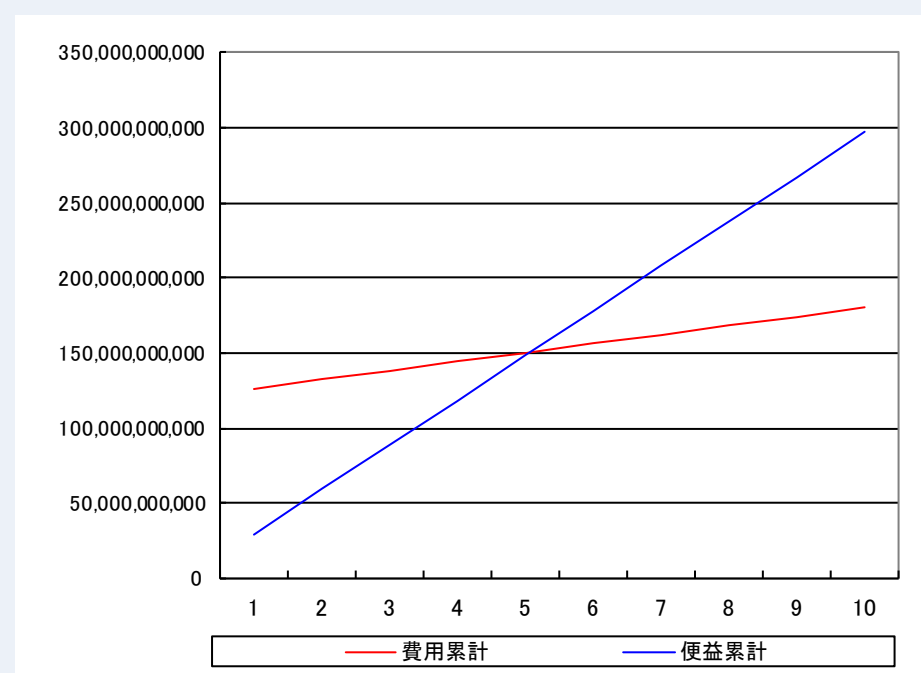
(2) 規制の事前評価の各ステップの流れ

STEP3 費用と効果(便益)の関係《事務参考マニュアルp21～p22》

記載イメージ

- 途中から、便益が費用を上回っていることが確認できる(初期に大きな費用がかかる場合が多い)。

区分	費用・便益要素	1年目	2年目	・・・
費用	消毒式の浄水施設へのろ過設備または紫外線照射設備の設置(設置費用)			
	消毒式の浄水施設へのろ過設備または紫外線照射設備の設置(維持管理費用)			
	設備に関する従業員研修費用			
	水質モニタリング費用(社内実施費用)			
	水質モニタリング費用(外部機関委託費用)			
	水道事業者向け説明会の実施費用			
	自治体・事業者向けリーフレットの作成・配布費用			
	費用合計			
	費用累計			
便益	感染症による死亡リスクの減少			
	痛み・苦痛を伴ったまま仕事に従事する精神的苦痛の回避			
	便益合計			
	便益類型			



分析対象期間	5年	10年
純便益	-1,850,400,000	119,907,341,987
費用便益費	0.99	1.68

(2) 規制の事前評価の各ステップの流れ

STEP4 代替案との比較《事務参考マニュアルp22～p23》

■ 代替案との比較

- 非規制手段ではなく、権限行使主体が異なる案や遵守確保手段が異なる案等と比較し、規制案がもっとも良い手段であるか検討し、評価書に記載する。

代替案の例

視点	内容
①適用対象範囲の変更	適用対象範囲の拡大・縮小、または対象自体を変更したケースを想定
②対象の要件による変更	適用対象における要件の基準・定義・範囲を変更したケースを想定
③適用時期、発効時期の変更	適用や発効の時期やタイミングを変更したケースを想定
④規制の水準・レベルの変更	規制の水準・レベルをより厳格にした場合、緩和したケースを想定
⑤規制手段の変更	規制のやり方・手順などを変更したケースを想定(特に費用に影響)

(2) 規制の事前評価の各ステップの流れ

STEP5 規制の事前評価書の作成《事務参考マニュアルp23～p24》

■ 事後評価の実施時期

- 規制の特性を考慮し、事後評価を実施する時期を、事前評価の時点で明確にしておく（規制導入から一定期間経過後に行われることが望ましい）。

■ 事後評価の実施方法

- 事後評価の際、どのように費用、効果（便益）及び間接的な影響を把握するか、必要な指標を事前評価の時点で明確にしておく。
- 規制内容によっては、事後評価までの間にモニタリングを実施し、その結果を基に事後評価を行うことが必要になる。そのため、指標を明確化するとともに、その指標を測定する方法等についても併せて検討しておくことが望ましい。

指標の例

影響項目	指標の例
遵守費用	ろ過設備または紫外線照射設備を設置した事業者数、各事業者の設置数
行政費用	説明会の実施回数
効果（便益）	感染症発生の件数（罹患者数）

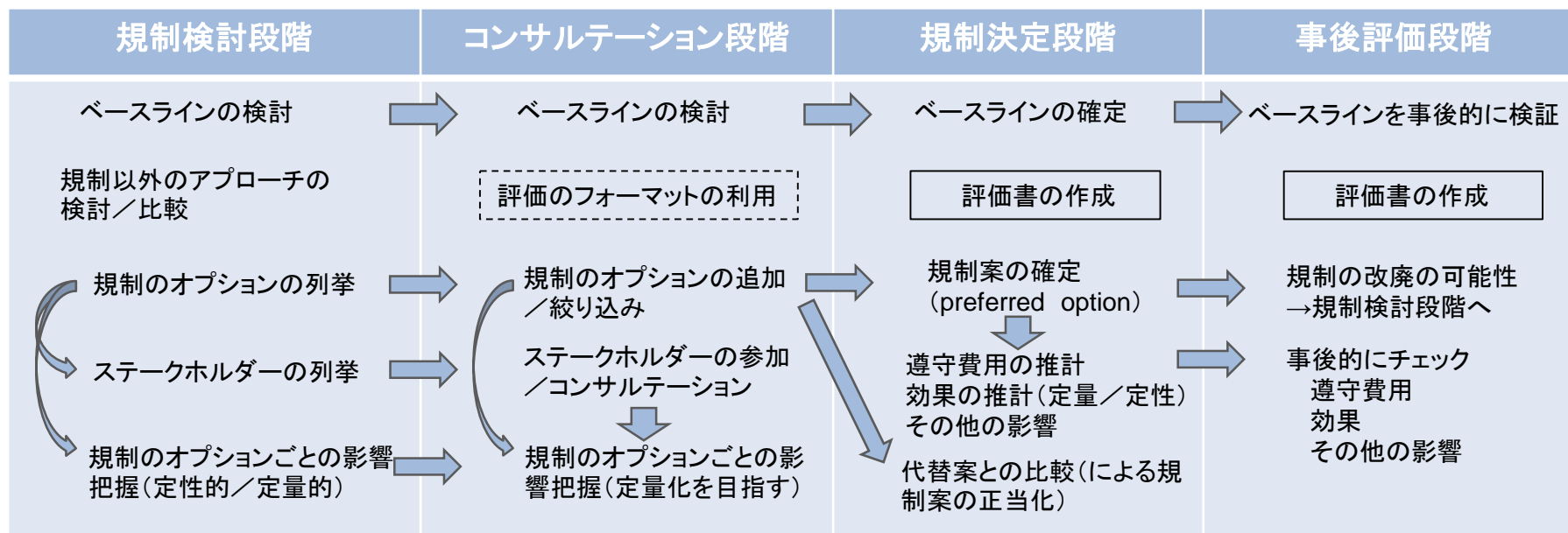
3. 規制の政策評価に係る制度改革

【3. 規制の政策評価に係る制度改正】

(1) 規制のライフサイクルにおける評価の活用方法《事務参考マニュアルp3～p6》

■ 規制のライフサイクル

- 規制の事前評価が最も効果を発揮するのは、規制の検討時期に内容決定の参考資料として用いられる場合であり、規制の検討から見直しに至るまでの一連を「規制のライフサイクル」と捉え、各段階での評価の活用方法を提示。



- (説明)
- ・規制検討段階: 課題が明らかになり、何らかの対応が必要ではないかとなった際に、規制を含めたその対応を行政機関内の担当部署で検討している段階。
 - ・コンサルテーション段階: 規制案について、審議会等での検討・議論や利害関係者からの意見聴取等を行う段階。
 - ・規制決定段階: コンサルテーション段階後、法案の国会提出準備や政令案決定に向けたパブリックコメント等を行う段階。
 - ・事後評価段階: 導入された規制について、見直しを検討する段階。

【3. 規制の政策評価に係る制度改正】

(2) 簡素化した評価手法《事務参考マニュアルp25～p31》

■ 簡素化した評価手法

- 社会に対する影響の大きい規制の評価に注力する観点からも、メリハリのある評価の手法を導入。
- 通常の事前評価書と比べて、「直接的な効果(便益)の把握」、「費用と効果(便益)の関係」及び「代替案との比較」が不要になる。

【対象】

以下のいずれかに該当する場合、簡素化した評価手法を適用できる。

- ① 規制の導入に伴い発生する費用が少額(10億円未満)
- ② 規制緩和措置であり、副次的な影響が無視できるもの
- ③ 国際条約批准に伴う規制であって裁量余地のないもの
- ④ 国内法に基づく下位法令により導入される規制であって裁量余地のないもの
- ⑤ 科学的知見に基づき導入される規制であって、行政裁量の余地がないもの
- ⑥ 何らかの理由により緊急時に導入することとされたもの
- ⑦ 規制を導入する時点では、規制の対象・範囲が予測又は特定できないもの

＜簡素化した評価手法を使うには＞

当面の間、総務省行政評価局の事前確認手続きを経る必要。

- (1) 簡素化した評価書原案(様式2のうち、上記要件に該当することの説明を記載する欄のみ埋めたもの)を作成し、総務省行政評価局に連絡。
- (2) 行政評価局は、必要に応じて政策評価審議会委員から意見聴取の上、簡素化した評価手法の適用が妥当か否かについて1週間以内を目途に回答。
- (3) 簡素化した評価手法の適用が「妥当」との回答の場合、様式2の「規制の事前評価書(簡素化)」を作成する。適用が「不適当」との回答の場合、様式1の通常の評価書を作成する。

【3. 規制の政策評価に係る制度改正】

(3) 事後評価《事務参考マニュアルp32～p36》

■ 事後評価

- これまで事前評価のみ義務付けられていた規制について、既に導入された規制の妥当性を確認するため、事後評価を導入。
- 「政策評価に関する基本方針」(平成17年閣議決定)に基づき、各府省が策定する基本計画及び実施計画において、「事前評価を実施した規制」を事後評価の対象として定めた上で、見直し時期到来時に事後評価を実施。

- 規制の事後評価の全体的な流れは、大きく区分すると、以下の3つのステップとなる。

STEP1
事前評価時の想定との
比較

- ・課題を取り巻く社会経済情勢や科学技術の変化による影響の有無を確認。
- ・想定外の影響の発現有無を確認。
- ・事前評価時におけるベースラインについて検証。
- ・規制(緩和)を継続する必要性について検証。

STEP2
費用、効果(便益)及び
間接的な影響の把握

- ・事前評価時の費用推計と事後評価時に把握した費用に乖離がある場合、その理由を明らかにする。
- ・事前評価時の効果(便益)予測と事後評価時に把握した効果(便益)に乖離がある場合、その理由を明らかにする。

STEP3
考察

- ・事後評価を行った結果、どのようなことが明らかになったか。明らかになったことを踏まえ、どのような対応を行うことが妥当か。規制の改廃を判断する根拠として活用。

(お知らせ) 政策評価ポータルサイト

The screenshot shows the homepage of the Policy Evaluation Portal Site. At the top left is the logo of the Ministry of Internal Affairs and Communications (MIC). The main navigation bar includes 'ご意見・ご提案' and 'English'. A search bar with the text 'ここに検索語句を入力' and a '検索' button is present. Below the navigation is a breadcrumb trail: '総務省トップ > 政策 > 国の行政制度・運営 > 行政評価 > 政策評価ポータルサイト'. The main heading is '政策評価ポータルサイト' with a small mascot character. There are two tabs: '政策評価制度について' and '各府省の政策評価関連情報'. A '新着情報' section lists recent updates with dates and links to specific reports. Below this is a paragraph of introductory text and a search bar for '各府省政策評価サイト' with a dropdown menu set to '全ての府省'. A grid of 24 ministry and agency logos is displayed, each with a 'メニュー' button. At the bottom right of the grid is the mascot character 'ひょうちゃん' with the text '「ひょうちゃん」(政策評価のマスコットキャラクター)'. A blue speech bubble on the right side of the page contains the text: '政策評価に関する情報が掲載されているよ。ぜひ使ってね！'.

政策評価に関する情報が掲載されているよ。ぜひ使ってね！



政策評価



4. 例題及び演習

【4. 例題及び演習】

演習の進め方

- 演習は、グループ形式で実施します。ただし、例題のみスクール形式で行います（隣の方などと議論してください）。
- 演習問題ごとに、各グループに検討結果を発表していただきます。
- 各グループで、「司会進行」、「書記」、「発表」の役割分担を決定しておいてください。できれば途中で役割を交代してください。
- グループでの検討・発表の際には、ポストイット及びワークシート、模造紙を活用してください。特に、各グループの解答を発表する際には、模造紙を利用していただきます。

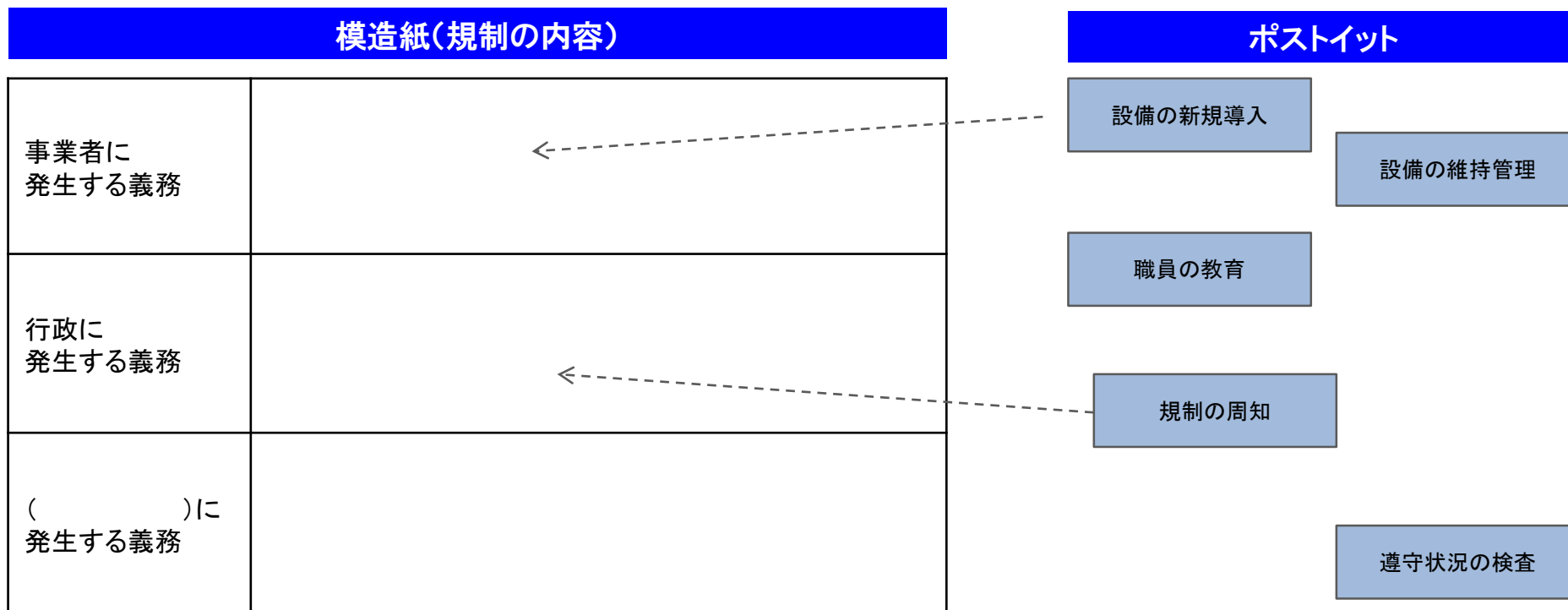
演習の流れ(演習問題①及び②)

実施項目	概要
演習問題の整理	当該規制の内容等を整理する
検討事項1	検討事項1について検討し、発表内容をまとめる。
発表・解説	検討事項1に関する発表及び解説
検討事項2	検討事項2について検討し、発表内容をまとめる。
発表・解説	検討事項2に関する発表及び解説

【4. 例題及び演習】

ワークシート等の活用方法

- ワークシートは、空欄を埋めることで、検討を進められるように作成してあります。
- グループでの議論や発表内容は、模造紙にまとめてください。ワークシートと同様の形式で、模造紙に記載ください。
- ワークシートは個人の考え等を整理する際等にご利用ください。
- 各個人のアイデアを集約する際には、それぞれのアイデアを書き出したポストイットを、模造紙に貼っていただきます(直接記載いただいても構いません)。



【4. 例題及び演習】

例題：雇用サービスに関する規制

規制の概要

■ 規制の背景

- 雇用サービス(就職支援)が、政府からの委託に基づき民間事業者によって提供されることになっている。その概要は以下の通り。
 - 求職者への支援は、例えば就労訓練や準備、面接の旅費の助成等である。なおホームレスや中毒者、障害者等も、支援対象者に含まれている。
 - 雇用サービス提供者への政府からの資金提供は、労働市場における対象求職者の不利度合に応じて決定される。
 - 雇用サービスの運用のために、雇用省がITシステムを整備しており、求職者の情報や雇用サービスの提供状況等のデータを一元管理することになっている。そのため、雇用サービス提供者は各種記録を同システムに入力することが求められている。
- 直近の事業者との契約は2015年6月に終了する予定である。そこで今後の雇用サービスの在り方について新たなモデルを検討している。

■ 規制の内容

- 雇用サービス提供者の義務
 - 雇用サービスの提供状況(活動や相談内容等)を、ITシステムに登録する。
 - 雇用サービスの提供状況及び成果を検証するための証拠書類を収集し、蓄積する。
 - 雇用省からの要請に応じて、証拠書類を提出する。
 - 規制の義務を理解するために、省庁のガイドライン等を理解する。
- 求職者の義務
 - 雇用サービス提供者の変更願い等の記録の保管する。
 - 雇用サービス提供者の求めに応じて、雇用状況やその他の状況を検証するための証拠書類を提出する。

【4. 例題及び演習】

例題：雇用サービスに関する規制

規制の概要

■ 規制の課題

- 1700地域において、79事業者により雇用サービスが提供されている。事業者の内訳は、51%が非営利団体、49%が営利団体である。
- 雇用サービスを利用した求職者の概況は以下の通りである。また各区分の求職者の割合は、下表の通り。
 - － 56%が、12か月以上非雇用の状態である。
 - － 27%が障害を持ち、10%がホームレス、22%が50歳以上である。
 - － 利用者の多くは、所得助成を受けている。
- 雇用主から、以下のような課題が指摘されている。
 - － 紹介される求職者のスキル等が不足している。
 - － 能力が不足している雇用サービス提供者もあり、雇用機会が失われている。
- 雇用サービス提供者からは、以下のような課題が指摘されている。
 - － 3年の契約期間では、戦略的な投資ができない。
 - － 料金契約の調整がない(提供しているサービス内容に応じた支払がなされていない)。
 - － 都市と郊外で料金体系が同額であり、サービス提供費用の差が考慮されていない。
 - － 地域によっては雇用サービス提供者が多すぎる。

求職者の区分	割合
一般的に即戦力となる求職者	36%
就業に対してやや課題のある求職者	25%
就業に対して重大な課題のある求職者	19%
就業に対して深刻な課題のある求職者	19%

■ 規制(見直し)の目的

- 雇用サービスの強化に向けて、以下を達成することが必要である。
 - － 求職者が雇用主のニーズを満たす。
 - － 受動的に保護を受ける選択を排除することで、求職者を活性化させる。
 - － 失業者の雇用を増やす。
 - － 規定や行政手続きを削減する。

【4. 例題及び演習】

例題：雇用サービスに関する規制

規制の概要

■ 規制の代替案

- 以下の2つの選択肢が想定される。なお公的な雇用サービスを復活させることも想定されるが、①いずれの関係者も、公的な雇用サービスの復活が、実現可能かつ望まれる方法であるとは考えられないと指摘した、②アウトソーシングの方が費用対効果が高いというエビデンスがある、③アウトソーシングでは、革新的かつ個人に合ったサービスが提供可能である、といった理由から検討していない。

各選択肢の概要

選択肢	概要
選択肢1	■ 現状の雇用サービスの提供モデル、及び提供者との契約上の取り決めを継続する。
選択肢2	■ 特定された課題に対応するため、雇用サービスについて抜本的に改革する。 <ul style="list-style-type: none">● 雇用サービス提供者が、雇用主のニーズを満たし、より継続性が高い仕事を求職者に割り当てるよう、成果を重視して雇用サービス提供者への支払額を決定する。● 雇用サービス提供者との契約を3年から5年に延長する。● 一か所当たりの雇用サービス提供エリアを拡大し、提供エリアの数を削減する。● 求職者が受動的な補助から就業に移行するよう、就職活動の実施状況等をモニタリングする。

【4. 例題及び演習】

例題：雇用サービスに関する規制

演習問題

- 規制の導入(選択肢2)によって追加的に発生する影響を特定してください。
- それを踏まえて選択肢1と選択肢2を比較検討してください。

【作業手順】

- ①個人で、影響を特定し、両者を比較検討してください。
 - ②同じテーブルの方と、検討内容を共有してください。
- ※不足する情報やデータについて適宜仮定を置いて検討してください。

【4. 例題及び演習】

例題：雇用サービスに関する規制

演習問題

- 規制の導入(選択肢2)によって追加的に発生する影響を特定してください。
- それを踏まえて選択肢1と選択肢2を比較検討してください。

【作業手順】

- ①個人で、影響を特定し、両者を比較検討してください。
 - ②同じテーブルの方と、検討内容を共有してください。
- ※不足する情報やデータについて適宜仮定を置いて検討してください。

区分	発生主体	影響
費用	遵守費用(雇用サービス提供者)	
	遵守費用(求職者)	
	遵守費用(雇用主)	
	行政費用(雇用省)	
効果(便益)	雇用サービス提供者	
	求職者	
	雇用主	
	雇用省	
間接的な影響		

【4. 例題及び演習】

例題：雇用サービスに関する規制

ワークシート

区分	発生主体	影響
費用		
効果(便益)		
間接的な影響		

【4. 例題及び演習】

演習①: 自動車税の自動車本体表示義務の廃止

規制の概要

■ 規制の背景

- 自動車税支払証明ラベル(tax disc)を自動車本体に表示することは、当該自動車に関する税を支払っていることを証明する簡潔な方法であった。
- しかし、運転免許庁(Driver and Vehicle Licensing Agency: DVLA)では、カメラとオンライン情報システムを利用した仕組みを導入したことで、自動車の納税状況を車両記録と毎月突き合わせることが可能になっており、自動車税支払証明ラベルの表示を義務付けることは、不必要な負担を運転者や事業者に課すことになっている。
- また自動車を売却・廃棄等した際には、残りの分の車両税が返還されるため、自動車税支払証明ラベルを申請書とともに返送することが必要であるため、その際にも負担となる。
- 車両リース業を営む事業者は、車両のリースに当たって上記の手続きを代行しているため、同規制によって膨大な事務手続きが発生している。
- そのため、運転免許庁は、自動車税支払証明ラベルの自動車本体表示を義務付ける規制を廃止することとした。

■ 規制の目的

- 不要な負荷を排除することが目的である。本廃止は、車両使用税(Vehicle Excise Duty: VED)の支払い逃れの増加を防ぎつつ、運転者、事業者、運転免許庁の費用を削減することを意図している。

■ 規制の代替案

- 規制の廃止に当たって2つの選択肢が検討された。
 - － ①規制の維持(何もしない)
 - － ②規制の廃止

自動車税支払証明ラベル(tax disc)



出典: The Telegraph
(<http://www.telegraph.co.uk/finance/personalfinance/tax/11026639/Death-of-the-tax-disc-learn-new-rules-or-face-1000-fine.html>)

【4. 例題及び演習】

演習①: 自動車税の自動車本体表示義務の廃止

演習問題

- 自動車税の自動車本体表示義務の廃止案について評価してください。
- 規制の廃止によって発生する影響を、可能な限り定量的に分析してください。定量的な分析を実施するにあたっては、別紙の関連データ集も活用してください。

【検討手順】

- ①規制の廃止によって発生することが想定される影響を列挙してください。それらを定量的に把握するために必要な関連データを検討してください。
- ②関連データを配布しますので、それを用いて実際に分析してください。
※該当するデータがない場合には、収集方法や分析方法を検討したり、定性的に分析したりしてください。
- 発表は、検討①、検討②それぞれについて行っていただきます。
- 各検討の結果については、それぞれ対応するワークシートを参考に記載してください。

【4. 例題及び演習】

演習①: 自動車税の自動車本体表示義務の廃止

ワークシート1

■ 同様の形式で、模造紙に検討結果をまとめてください。

区分	発生主体	影響	データ／計算式
費用			
効果(便益)			
間接的な影響			

【4. 例題及び演習】

演習①: 自動車税の自動車本体表示義務の廃止

関連データ

費用に関するデータ	便益に関するデータ
<ul style="list-style-type: none">■ 情報システム更新等に係る費用<ul style="list-style-type: none">● 納税状況を情報システムのみで実施するために、現状の情報システムを更新するための費用を見積もったところ、5億円であった。	<ul style="list-style-type: none">■ ラベルの返却(払い戻し)のための郵送手続きに係る時間: 5分■ ラベルの返却(払い戻し)のための申請書作成に係る時間: 10分■ ラベルの再発行のための郵送手続きに係る時間: 5分■ ラベルの再発行のための申請書作成に係る時間: 10分■ 郵送料金: 100円■ ラベルの返却(払い戻し)の申請件数(1年あたり): 1,722,229件(車両リース業者等を除く)■ ラベルの再発行申請件数(1年あたり): 728,000件(車両リース業者等を除く)■ 余暇時間の価値: 1,000円/時間■ 平均賃金: 2,000円/時間■ ラベルの印刷と保管費用: 10億円/年■ ラベルの発行枚数: 31百万枚/年■ ラベルの発送にかかる諸経費(納税の確認等の人件費を含む): 3,000円■ ラベルの返却(払い戻し)や紛失に関する問い合わせ対応費用: 17億円

- 車両リース業の事業者団体へのコンサルテーション
 - 車両をリースする際には、自動車税の納税も事業者が実施しているため、ラベルを利用者に送付する手続きが発生している。
 - 利用者へのラベルの発送には1件当たり、5分程度の時間を要する。ラベルの送付は、年間1,000,000台分発生している。
 - 車両の売却等による車両税の払い戻しに伴うラベルの政府への返却は、毎年950,000件程度発生する。送付に5分程度、申請書の作成に10分程度の時間を要する。
 - ラベルの紛失は、毎年104,000件程度発生する。再発行の申請書の作成に10分程度、送付に5分程度の時間を要する。

【4. 例題及び演習】

演習①: 自動車税の自動車本体表示義務の廃止

ワークシート2

■ 同様の形式で、模造紙に検討結果をまとめてください。

区分	発生主体	影響	計算式
費用	行政費用	情報システムの更新等	
	国民	ラベルの返却(払い戻し)手続き ラベルの再発行手続き	
効果(便益)	事業者 (車両リース業)	ラベルの発送	
		ラベルの返却(払い戻し)手続き	
		ラベルの再発行手続き	
	行政	ラベルの印刷等	
		ラベルの発送	
		ラベルの返却・再発行に関する対応	

※計算結果ではなく、計算式(ラベル一枚当たりの発送費用×ラベルの枚数等)を記載してください。

【4. 例題及び演習】

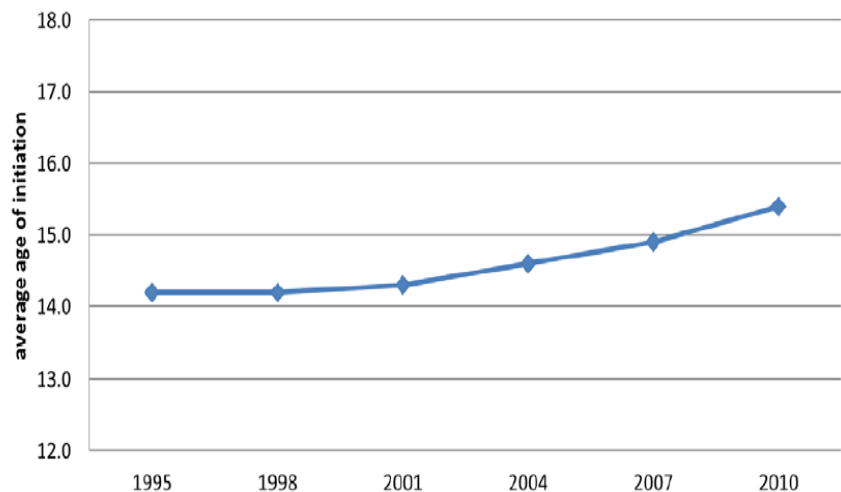
演習②: たばこのプレーン・パッケージング

規制の概要

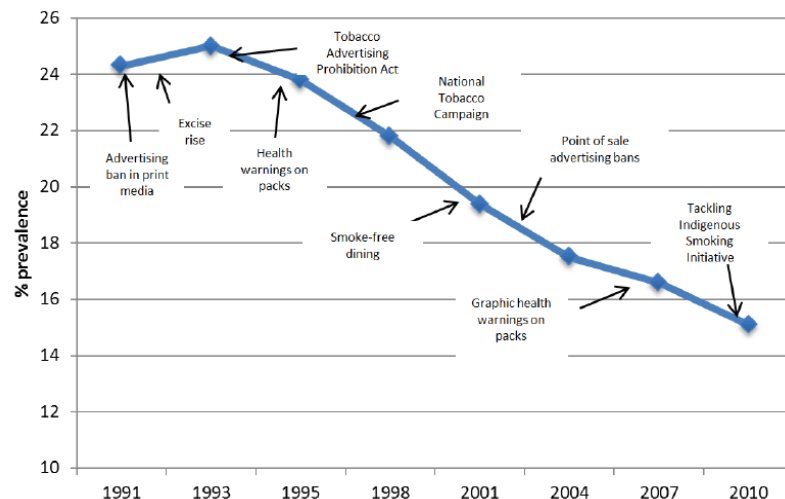
■ 規制の背景

- 喫煙については以下のような問題があるとされている。
 - 喫煙は主要な健康上のリスク要因である。喫煙は、予防し得る病気や早期の死亡につながる要因となっている。
 - 研究では、喫煙が認められる18歳よりも若いときに喫煙を開始していること、若く喫煙を開始するほど継続しやすいことが明らかにされている。
 - 喫煙率の減少に対する幅広い対策が取られたが、未だ喫煙者が多い。
 - たばこの広告に関する規制が強化されているが、たばこのパッケージを用いた広告は可能である。

喫煙し始めた年齢



喫煙率の推移と喫煙に関する規制



出典: Australian Government Department of Health (2016) “Post-Implementation Review Tobacco Plain Packaging”

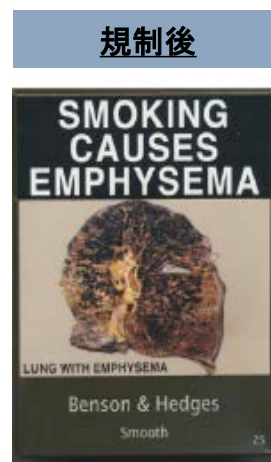
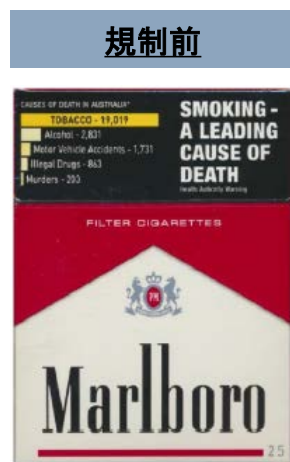
【4. 例題及び演習】

演習②: たばこのプレーン・パッケージング

規制の概要

■ 規制の内容

- たばこのパッケージ表示の規制を通じて、目指す最終的な目標は、喫煙と受動喫煙を減らすことで、国民の健康の改善に貢献することである。
- この最終目標は、以下を通じて達成する。
 - ①たばこの消費者へのアピールを軽減すること
 - ②健康被害に関する警告の効果を向上させること
 - ③たばこのパッケージの有害な影響から気をそらす効果を軽減させること
- 具体的には、たばこのパッケージ表示について、ブランドのカラー・ロゴ等を印刷することを禁止し、かつ有害警告のための画像や文章等の表示だけを義務づける。
- 2012年末から、規制の事前評価を経て本規制が施行された。



【4. 例題及び演習】

演習②: たばこのプレーン・パッケージング

演習問題

- たばこのパッケージ表示に関する規制について、規制導入から3年が経過した2016年時点における事後評価を行ってください。
- 事後評価の実施方針について検討した後に、上記の実施方針にそって分析してください。可能なものについては、関連データを用いた定量分析も行ってください。
※演習であるため、本来事前評価で検討すべき内容も含まれています。

【検討手順】

- ①規制の効果や費用を列挙してください。事後評価で用いるべき指標や関連データ等を検討してください。
- ②関連データを用いて、当該規制が有効であるか事後評価してください。特に効果に着目してください。
※該当するデータがない場合には、収集方法や分析方法を検討したり、定性的に分析したりしてください。
- 発表は、検討①、検討②それぞれについて行っていただきます。
- 各検討の結果については、それぞれ対応するワークシートを参考に記載してください。

【4. 例題及び演習】

演習②: たばこのプレーン・パッケージング

ワークシート1

■ 同様の形式で、模造紙に検討結果をまとめてください。

区分	発生主体	影響
費用		
効果(便益)		
間接的な影響		

【4. 例題及び演習】

演習②: たばこのプレーン・パッケージング

ワークシート2

- 同様の形式で、模造紙に検討結果をまとめてください。

	費用	効果(便益)
費用や効果(便益) に関する指標		
費用や効果(便益) の把握		

※データの見方や判断の結果等について、要点のみ簡潔にご記入ください。

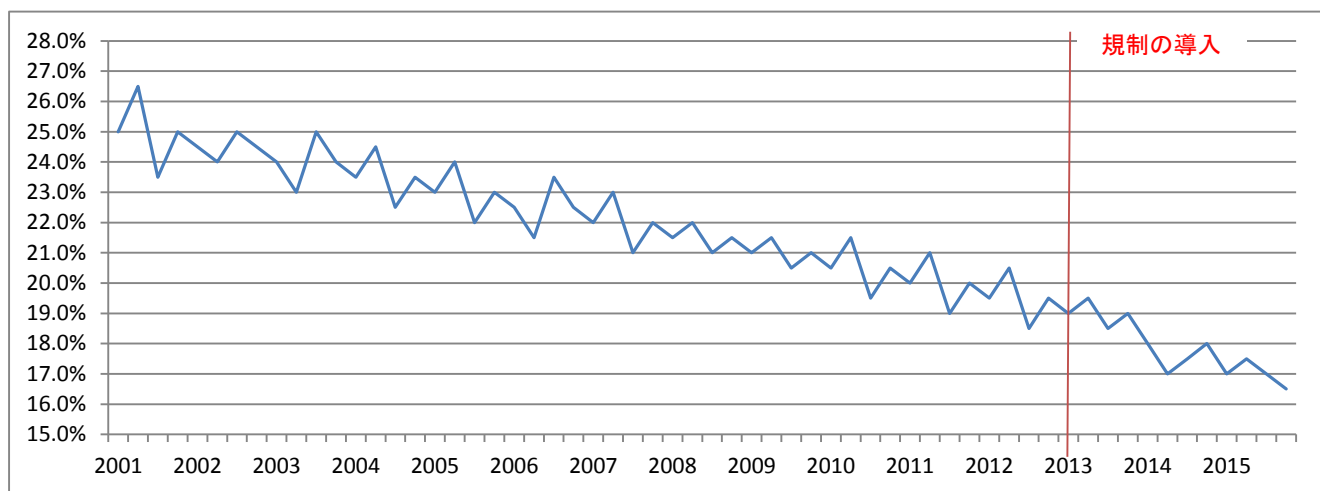
【4. 例題及び演習】

演習②: たばこのプレーン・パッケージング

関連データ1

四半期ごとの喫煙習慣(喫煙率)の推移

- 2001年以降に四半期ごとに実施されている、喫煙習慣(喫煙率)の調査結果は、以下の通りとなっている。
- なお規制の導入は、2012年末であり、2013年第一四半期を、規制の導入時期としてグラフ上に記している。



年	2001				2002				2003				2004				2005			
四半期	1	2	3	4	1	2	3	4	1	2	3	4	1	2	3	4	1	2	3	4
喫煙率	25.0%	26.5%	23.5%	25.0%	24.5%	24.0%	25.0%	24.5%	24.0%	23.0%	25.0%	24.0%	23.5%	24.5%	22.5%	23.5%	23.0%	24.0%	22.0%	23.0%
年	2006				2007				2008				2009				2010			
四半期	1	2	3	4	1	2	3	4	1	2	3	4	1	2	3	4	1	2	3	4
喫煙率	22.5%	21.5%	23.5%	22.5%	22.0%	23.0%	21.0%	22.0%	21.5%	22.0%	21.0%	21.5%	21.0%	21.5%	20.5%	21.0%	20.5%	21.5%	19.5%	20.5%
年	2011				2012				2013				2014				2015			
四半期	1	2	3	4	1	2	3	4	1	2	3	4	1	2	3	4	1	2	3	4
喫煙率	20.0%	21.0%	19.0%	20.0%	19.5%	20.5%	18.5%	19.5%	19.0%	19.5%	18.5%	19.0%	18.0%	17.0%	17.5%	18.0%	17.0%	17.5%	17.0%	16.5%

【4. 例題及び演習】

演習②: たばこのプレーン・パッケージング

関連データ2

生徒(12~17歳)の喫煙習慣

- 全国の12歳から17歳のうち、サンプルとして無作為抽出した約23,000人の学生に対して、たばこやアルコール等の利用経験に関する調査を実施している。
- 2008年、2011年、2014年における喫煙習慣に関する主な結果は、以下の通りである。

	2008年	2011年	2014年
これまでに喫煙経験がある	27.3%	23.3%	19.1%
100本以上の喫煙経験がある	3.8%	3.5%	2.7%
最近喫煙している(ここ1週間以内に喫煙した)	7.3%	6.7%	5.1%
ここ1週間に毎日喫煙している	26.7%	26.5%	23%

※「ここ1週間に毎日喫煙している」は、「最近喫煙している(ここ1週間以内に喫煙した)」回答者のみを対象としている。